

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和2年12月15日(火)午後1時 議場

出席委員(8名)

(委員長) 今 城 雅 子 (副委員長) 三 嶋 秀 文
遠 藤 通 岡 村 英 治 尾 沢 三 夫 中 田 利 幸
前 原 茂 矢 倉 強

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】杉村部長

[経済戦略課] 若林次長兼課長 宮本企業立地推進室長

[商工課] 毛利課長

【文化観光局】岡参事兼局長

[観光課] 鶴籠課長 田仲課長補佐兼観光戦略担当課長補佐 桑本担当課長補佐

[スポーツ振興課] 深田課長 成田課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐

高田スポーツ振興担当係長

[文化振興課] 下高課長 大野原課長補佐兼文化振興担当課長補佐 原文化財室長

【農林水産振興局】中久喜局長兼農林課長

[農林課] 祖田農政担当課長補佐 森脇課長補佐兼土地改良担当課長補佐

[水産振興室] 赤井室長

【都市整備部】隠樹部長

[建設企画課] 伊達課長 足立総務担当課長補佐 折戸企画調整室長

[都市整備課] 北村課長 伊澤公園街路担当課長補佐

赤井河川橋りょう担当課長補佐

松本主査兼米子駅周辺整備推進室長

[道路整備課] 山浦次長兼課長 渡邊課長補佐兼道路改良担当課長補佐

遠崎課長補佐兼道路維持担当課長補佐

[営繕課] 前田課長

[建築相談課] 湯澤次長兼課長

[住宅政策課] 池口課長

【農業委員会事務局】宅和事務局長

【下水道部】矢木部長

[下水道企画課] 遠藤課長 山崎下水道企画室長 金川課長補佐兼総務担当課長補佐

[下水道営業課] 足立次長兼課長

[整備課] 山中課長 本池管路整備担当課長補佐

瀬尾課長補佐兼管路維持担当課長補佐

[施設課] 田口次長兼課長 松並課長補佐兼施設工事担当課長補佐

【水道局】細川局長

[計画課] 金田副局長兼課長

[総務課] 伊原次長兼課長 湯崎課長補佐兼財務担当課長補佐 羽柴財務担当係長

[施設課] 石田課長 太田課長補佐兼移設担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐 先灘調整官

傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 岡田議員 門脇議員 田村議員 土光議員

戸田議員 又野議員 渡辺議員

報道関係者 3人 一般 4人

審査事件及び結果

議案第100号 財産の処分についての議決の一部変更について [原案可決]

議案第109号 米子市観光センターの指定管理者の指定について [原案可決]

議案第110号 米子市体育施設及び米子市都市公園の指定管理者の指定について
[原案可決]

議案第111号 米子市皆生市民プールの指定管理者の指定について [原案可決]

議案第112号 米子市美術館の指定管理者の指定について [原案可決]

議案第113号 米子市公会堂、米子市文化ホール及び米子市淀江文化センターの指定
管理者の指定について [原案可決]

議案第114号 米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び米子市埋蔵文化財セ
ンターの指定管理者の指定について [原案可決]

議案第115号 米子市都市公園（外浜区域）の指定管理者の指定について [原案可決]

陳情第 78号 米子市市有地であるところの百塚古墳群について産業廃棄物最終処
分場建設計画の決定がなされるまで、古墳を壊さず現状保存するよう
鳥取県に要望すべきことに関する陳情 [不採択]

報告案件

- ・「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について [経済部]
- ・米子市文化ホールの改修にかかる基本的な考え方について [経済部]
- ・米子市国土強靱化地域計画の見直しの概要について [都市整備部]
- ・令和2年度米子市下水道事業の予算繰越について [下水道部]

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○今城委員長 都市経済委員会を開会いたします。

本日は、9日の本会議で当委員会に付託されました議案8件、陳情1件を審査いたしま  
す。

経済部所管について審査いたします。

陳情の審査をいたします。

陳情第78号、米子市市有地であるところの百塚古墳群について産業廃棄物最終処分場  
建設計画の決定がなされるまで、古墳を壊さず現状保存するよう鳥取県に要望すべきこと

に関する陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出者の河本六美様に御出席いただいております。

早速、説明をしていただきたいと思いますが、説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。また、説明は着席したままで構いませんのでよろしくをお願いいたします。

それでは、河本様、お願いいたします。

**○河本氏（参考人）** 河本です。よろしく申し上げます。

先日、現地説明会に行かせてもらって、私はこの百塚古墳群の88号墳に2回行ったんですけど、説明会に。行かせてもらって、非常にすばらしいロケーションで、そこをどんどん記録保存のために壊していかれる過程を見させてもらいましたけど、本当にすばらしい遺構がたくさん出てきて、とてももったいないなと思って、まずは第一印象でした。

今日は、私のというよりも、古代の人のメッセージを伝えたいと思って陳情させていただきました。ここの古墳は、百塚っていうのは100以上の古墳がありますけれども、その中でもこの88号墳っていうのは、現存する唯一の前方後円墳であるっていうことを、私も知りませんでしたけれども、本当に大切なものであるということも分かりましたし、土のうを積んでいくような工法で墳丘を造成していく、そういう跡も出てきたり、その前の時代の弥生時代の住居跡やその前の縄文時代で狩猟のための落とし穴も見つかったということで、それも見せてもらって、本当に古代の人たちはここで何を考えて、どうやって生活してきたのかなって思ったときに、本当に、今ここで現代の人がこの土地にいろんなものを考えて開発しているんですけども、やっぱりここは駄目なんじゃないかなっていうのをすごく感じました。

それで、今は産廃処分場については、地下水の調査がなされている期間ですので、その間、それが結果が出て、またそれが本当に事業が行われるかどうかっていうのは、まだ決定されていません。ですので、やはりこういう大切な遺跡というものは保存していかないといけないと思いますし、やっぱり、現状保存して、取りあえず事業が確定するまでは残してほしいというのが一番の要望です。その後で、いろいろとあると思うんですけども、やっぱりこの古墳っていうものはたくさんあるんですけど、淀江町は本当に日本の中でも、日本海側では一番古墳が多く群集しているようなところで、なおかつ、本当にその造り方とか出てきた様子なども全国でも希少なものであるということも聞いております。専門家の方の意見も聞かせてもらったんですけども、本当に国家形成の、その時代の人たちの大切なことがそこから出ているので、遺跡保存の状態がいいか悪いかっていうことは問題でなく、やはりここを保存していくべきだっていうふうなお話も聞かせてもらいました。県のほうからも、何か文化財の保存活用に関する基本的な考え方っていうのが鳥取県文化財保存活用大綱というのに出ていまして、文化財の保存と活用の体系と理念ということで、県民が地域にある文化財の存在及びその本質や魅力を知り、それを生かす工夫を通じ、保存を図りながら地域活性へとつなげるというふうに理念が書かれていまして、私は本当にこの古墳とか淀江の地域に点在するいろいろな遺跡っていうものは、その存在自体が大切なものであるし、その本質を皆が知って、魅力を知って、それを保存を図りながら生かしていく、地域活性へとつなげるっていうことの、これが基本的な考え方なんだっていうことも聞かせてもらいまして、これはやっぱり百塚88号墳っていうのはぜひ残していただ

きたい遺跡です。なので、取りあえずその事業決定までは残してほしいってことで、鳥取県のほうにそういうふうにも米子市として主体的に、積極的に意見を言っていたきたいなと思ひまして陳情をしました、ぐらいいいですかね。

○**今城委員長** 説明は終わりました。

それでは、参考人に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び又野議員からの説明を求めます。賛同議員も参考人と同様、着席したままの説明で構いません。

それでは、陳情者が本日いらしておりますので、賛同議員の方は賛同理由のみを簡潔に述べていただきますようよろしくお願いいたします。

では、土光議員。

○**土光賛同議員** 賛同理由を述べます。

この陳情というのは、先ほどありましたように、趣旨は少なくとも産業廃棄物最終処分場建設が決定するまで現状を凍結保存ということです。産廃処分場自身に関してはいろいろな議論がありますが、これはこの計画が結果的に進むことになったとしても、実際に工事が始まるのは今の状況からは少なくとも1年以上先。場合によっては白紙になるという可能性もあるという開発事業です。そういったことを踏まえて、今この本調査は終わりましたが、まだ形は残っていますので、これをこれ以上、風化、破壊されないように何らかの処置をしてほしい、そういった状況を踏まえた上で、この陳情の内容を判断していただきたい。議会としてもそういった前提で議論をしていただいて、結論を出してほしいという趣旨で賛同をしました。

○**今城委員長** 土光議員の説明は終わりました。

次に、又野議員。

○**又野賛同議員** 賛同理由を簡潔に述べさせていただきます。

私も現地説明会2度ほど行かせてもらいましたが、私たちの先祖が、この地でどのように暮らしていたのかとか、どんなふうに古墳を造ったのかとか、現地にやっぱり立ってみるとリアルに想像することができます。そして、その意味でも、そのような遺跡のあるこの地を産廃処分場にせず、古墳を残してほしいというのが私の立場ですけれども、その産廃処分場計画については、先ほども話がありましたけれども、今行われている地下水調査会の結果次第では中止になることもあり得ます。中止になったとき、やっぱり古墳を残しておけばよかったと、後で後悔することがないように、現在の状態のまましっかりと保存しておいてほしいということで、今回の賛同理由とさせていただきます。以上です。

○**今城委員長** 又野議員の説明は終わりました。

賛同議員に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結します。

ほかに質疑はございませんか。

前原委員。

○**前原委員** 当局にちょっと聞きたいんですが、県議会で本陳情と同様な一般質問があっ

たと思うんですけども、知事の答弁があり、また県がもう既に動いているっていう情報もあるんですけども、現状として今どうなっているのかということを知っているのかどうか教えてください。

○**今城委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 鳥取県議会の状況と現在の鳥取県の状況ということだと思いますが、鳥取県議会の令和2年11月定例会、12月7日の一般質問において、浜田妙子議員の質問に答え、平井知事及び野川副知事が盛土を施して盛土を行うというふうな答弁をなされたと思います。現在は、鳥取県や鳥取県環境管理事業センターが盛土のやり方、方法について、どうやったらいいのかっていうふうな御議論をされて、検討を今されていると伺っております。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** ちょっと伺いますけども、この陳情書は県に対して要望してほしいという陳情書になっただけでも、これは財産帰属っていうのはどういうふうな形になるんですか、この古墳は。

○**今城委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 当該地の古墳がある土地は米子市の所有になっております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そうなってくると、陳情者の述べておられることの中身からいくと、産廃の事業計画が始まるまでは現状で凍結保存してほしいということの意味は、産業事業センターに対して要請することの前に、財産帰属である米子市としてどうするかということの決断が問われるということになるのではないかと思うけど、違いますか。

○**今城委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 現在、米子市が環境管理事業センターと契約を結んでおりまして、土地の貸し借りの契約を結んでおります。それが3月31日までの期限になっておりますけれども、その中では、その契約自体は発掘調査についての契約でございます。発掘調査のための契約でして、財産、それが終わると米子市のものに帰ってくるというところだろうと思います。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 再度確認しますけども、その発掘調査の期間が過ぎたならば、米子市の管理として管理しなきゃいけないと、土地の管理は。その中に古墳というものの管理は含まれると、こういうことでよろしいですか。

○**今城委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 私からお答えします。

委員おっしゃるとおりであります。ただ、市としての基本的な判断は、これは議場でもお答えしているとおりであります。文化財保護法に基づいて、試掘調査の結果等を踏まえて関係者で協議した結果、記録保存ということで対応するということが、これは文化財保護上の判断であります。今回の試掘調査によってもその判断は変わらないということでもありますので、財産は土地に附属するものでありますので、遺跡は。市の所有になるわけがありますが、市としては、基本的にそのように認識しているというふうに考えております

ので、その方針に基づいて現地を管理していくということでもあります。以上です。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そうすると、我々がこの陳情の決議をするに当たって、陳情者が述べておられるような県に要望していくことなのか。今、副市長の言われている話を聞いてると、記録保存というのは文化財保護法の中に認められている方法なんだけど、これは保存方法であって、だから、この記録保存っていうのは、全て記録にしておけばあとは壊してもいいという話ではなくて、記録をすることによってそれを再生していくことだってできると思うんですね。だから、そのことも含めて考えると、米子市として、これはどういうふうに扱うかというのが結果的には求められてくるんじゃないかと思うんです。その辺がちょっと今の説明では分かりにくいです。

そこで、もう一つ、僕は知識がないんで伺っておきたいと思うけども、上淀廃寺の古墳というか、ありましたよね。これと比較してみたときに、この古墳とはどういうふうな関係があったり、あるいは価値観というか、そういうものについてはどういうふうに理解したらいいんですか。

**○今城委員長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 今現在、国の史跡になっております上淀廃寺ですが、上淀廃寺が683年の建立だと言われております。この古墳が大体6世紀の後半、580年頃の築造ではないかと、約100年の差があります。直接的な関係はないとは思いますが、この辺りを治めとった上淀廃寺の前身がゆめ温泉の裏にあります向山古墳群という、70メートル、60メートルの前方後円墳が五、六基密集して国の史跡になっている部分があります。それから、上淀廃寺が古墳を造る時代からお寺を造る時代に動いたときに上淀廃寺が造られたものと考えますので、大きなくくりでいきますと、淀江、鳥取県西部を治めてた淀江を中心とした勢力の一番下部組織というか、百塚地区を治めた、言葉はあれですけど、百塚村を治めとった村長さんのお墓だろうと思っております。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 文化財を担当されてる立場でちょっと伺っておきたいと思うんですけど、この古墳の写真も私頂戴してるんですけども、これは文化財として保存をしていく価値っていうのは高いんですか、低いんですか、どうなんでしょう。

**○今城委員長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 片や国の史跡、片や記録保存というところでは、同じ価値観を比べるというのはなかなか難しいですけども、確かに、百塚88号墳につきましては、学術的な、いわゆる当時の社会構造を解明する上では遺跡としては分析する価値はあろうかと思いますが、イコールそれが現状保存になるかということそれは全く別の問題でして、やはり国の史跡になるものとそうでないもの、国の史跡に限らず県の史跡も市の史跡もありますけれども、史跡に指定して残るものとそうでないものというのはかなりの隔たりがあるかと思っております。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 市の史跡として、あるいは文化財として残していくという価値についてはどうお考えですか。

**○今城委員長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 基本的に文化財、特に史跡はどの程度残っているかということが重要なものとなってきます。古墳だと単体での話になりますけれども、米子市の史跡として古墳として残っているのは、石州府の1号墳とか陰田1号墳という、盛土もきちっと残って、中の石の部屋もきちっと原形をとどめてる、天井石とかもしっかり残ってる、そういうものが今、史跡として指定をしております。

それに対しまして、この百塚88号墳は、残念ながら後世の盗掘とか石抜き、土取りで古墳の形が大きく変わっておりますので、その辺では価値判断をすれば市の史跡になるということはなかなか難しいと思っております。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** この区域においては、もうこういう古墳群というのは試掘された状況なんか、他には出てこないということですか。

**○今城委員長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 百塚古墳群に関しましては、今まで120基ぐらい確認されております。そのうち、圃場整備とか道路工事、それで80基ぐらいが今、記録保存になっております。あと40基が大体まだ林の中とか、そういうところに残っている可能性はありますけれども、大体それではほぼ全体像は見えてきてるかなと思っております。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

岡村委員。

**○岡村委員** 1点お伺いしたいと思います。

先ほど鳥取県事業センターは今後、盛土をするというふうなことを言われましたけども、そのことは結局、古墳の発掘調査が終わったら元の状態に戻していくというために盛土をするというふうに理解していいのでしょうか。

**○今城委員長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 普通の場合は、古墳の調査が終わったらそのまま工事が入ります。ですので、跡形もなく、なくなっていく、記録保存の場合はですね、が普通ですが、この百塚88号墳につきましては、発掘調査が終了してもすぐには工事に入らないと伺っております。今まで環境管理事業センターから伺っておる内容といたしましては、隣地開発の問題があります。森林法の関係があるんですが、そのためにすぐに開発が入らない場合は、そこにある程度、旧状復帰というか、それをしなければならないというのが、たしか許可条件で出てると思いますので、そういうことも含めて、今回、盛土をするというふうなことも考えられたんではないかと推察しております。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、御意見をお一人お一人お願いをいたします。

それでは、岡村委員からずっとお願いします。

岡村委員。

**○岡村委員** ぜひ採択をお願いしたいというふうに思います。地下水の流向調査が完了するまではこの産廃処分場建設の事業実施の判断が先延ばしにされてるということで、少なくとも事業申請が認可されるまではこの古墳を含む産廃予定地の土地を勝手に形状変更できないというふうに考えます。鳥取県は先ほど言いましたように、発掘調査が終了後は

元に埋め戻すということですから、実質的に陳情者が言われる産廃計画の決定がなされるまで古墳を壊すことなく現状保存されるんだというふうに私は理解しました。このことが可能になっているというふうに考えますので、ぜひ陳情は採択していただきたいというふうに思います。以上です。

○**今城委員長** 続きまして、遠藤委員。

○**遠藤委員** 私も陳情については採択を求めます。理由としては、やっぱりこの現状の歴史的な価値っていうのが表面化している状況の中であって、市の文化財にするかどうかというものは、先ほどの議論の中で、必ずしも十分な内容を伴わないというような説明もありましたが、現状、市民の皆さん方の立場なり言うことも含めて、産廃の計画というものの推移を見ながら、現状では保存をしておくべきだと、こういうふうに思います。

○**今城委員長** それでは、矢倉委員。

○**矢倉委員** 私も採択を主張したいと思います。遺跡問題は慎重に取り扱わなければならない問題です。今、遠藤委員からの質問を聞いていましたけども、当局の答弁もいまだ納得できるものでは決してありませんでした。この事業は県の事業であります。当の知事が水脈問題が解決するまでは現状での趣旨の発言をされているということをお聞きしております。そういうこともありますので、当陳情は採択を主張したいと思います。以上です。

○**今城委員長** 続いては、中田委員。

○**中田委員** 私は結論的には不採択です。といいますのは、この陳情書の中身を見ますと、決定するまでに現状維持、壊さず現状維持というふうに書かれて、それを鳥取県に要望、これは先ほど遠藤委員からの質問のほうでも確認されましたけれども、私が聞いているのは、試掘調査によって、記録保存の調査によって、調査のための掘削もされながら、その中の分析がされている。この状態を現状保存するということは、私は逆にどうということなのか、正直、健全な状態で保存することにはならないと思いますし、それから、原状回復をすることを前提にこの調査が行われて、要はそのほかの契約をして調査がされたと伺っておりますので、いわゆる盛土という形で、埋め戻しですよ、埋め戻しをして元の状態に戻すということだと思っておりますので、そのことは既に調査が記録保存か現状保存かという議論という話ではなくて、もう既に記録保存のための調査が行われて、それが記録保存できる状態まで調査が行われて埋め戻しをするということですので、この陳情の中身が事実当たらないと思っておりますので、私は不採択といたします。

○**今城委員長** では、尾沢委員。

○**尾沢委員** 私は現段階において、試掘調査、記録保存をするという、そういった方向で進んでいる本遺跡に関しては本陳情を採択しない、不採択を求めたいと思っております。

○**今城委員長** 続いて、三鴨委員。

○**三鴨委員** 同じく不採択でお願いします。今、中田委員のほうからありましたけれども、やはり記録保存のための調査ということで、記録保存によって後世に残すべきだというふうに考えておりますので、この陳情については不採択でお願いいたします。

○**今城委員長** 続いて、前原委員。

○**前原委員** 不採択という決断です。陳情の目的っていうのは、内容を見ると達成してるんじゃないかなと思いますので、県知事の答弁もありましたし、水質調査が終わるまでという形もありますしと答弁されてますので、陳情自体は達成されてるんじゃないかと思

ます。あえて陳情を出す必要はないという私の判断です。

**○今城委員長** 討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第78号、米子市市有地であるところの百塚古墳群について産業廃棄物最終処分場建設計画の決定がなされるまで、古墳を壊さず現状保存するよう鳥取県に要望すべきことに関する陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…遠藤委員、岡村委員、矢倉委員]

**○今城委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第78号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約して、各委員に御確認いただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○今城委員長** 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。参考人及び賛同議員は御退席ください。

[参考人及び賛同議員退席]

**○今城委員長** 次に、議案の審査をいたします。

初めに、議案第100号、財産の処分についての議決の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

若林経済部次長。

**○若林経済部次長兼経済戦略課長** 議案第100号、財産の処分についての議決の一部変更について御説明させていただきます。

議案の100の1、2ページ及び参考資料でございます。100の3から105ページを併せて御覧ください。処分の内容といたしましては、米子インター周辺工業用地の区画番号(3)、(4)、(5)、(6)の4区画の計2万1,433.86平方メートル、5億1,441万2,640円についてでございます。鳥取市に本社のある株式会社三協商会、三協建機株式会社、株式会社三協レンタルに事業用地として売払いを行おうとするものです。内訳は、区画番号(3)及び(6)が株式会社三協レンタル、区画番号(4)が株式会社三協商会、区画番号(5)が三協建機株式会社でございます。議案についてですが、今回の売却は、米子インター周辺工業用地全体のうち、既に売却済みの2区画に加え、4区画売却するものであるため、令和2年3月定例会に議決を得た財産処分についての議案、令和2年議案第19号の一部を追加変更するという形態を取ることになります。また、令和2年議案第19号の(1)の土地の所在の枝番の表記に誤りがあったため、併せて修正するものでございます。なお、今回の売却により、米子インター周辺工業用地に係る財産処分は全て完了いたしました。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 処分の内容については異議はありませんけども、これで全部売却が終わったわけですけども、この売上代金っていうのは一般会計に繰り入れてあると、そういう処理がしてあると、処理をするということでもいいですか。

○**今城委員長** 若林次長。

○**若林経済部次長兼経済戦略課長** 現在、特別会計でございまして、まず、起債も借りておりますので、特別会計のほうで整理した上で、最終的に黒字が出た段階でということになると思います。

○**今城委員長** よろしいですか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 起債で処理されておるので、起債が返還をして黒字が出た段階で返しますと、何か意味が分からんけどな。最初、この問題を議論したときに、特別会計で処理するということは分からんでもないし、それはあっていいけれども、問題はそれが一般会計から借りて出してやってる分なんで、売れたら全部一般会計に返すべきじゃないかと言ったら、そのとおりにいたしますという、当時そういう、部長、答弁したよね。その辺のことを聞いてるだがん、どうなのそれは。

○**今城委員長** 若林次長。

○**若林経済部次長兼経済戦略課長** 現在、まず、事業するために起債をしている部分と、それから鳥取県から補助金をいただくことになっております。これが鳥取県の補助金のほうが分割で入ってまいりますので、特別会計をどの段階で締めるかということは、現在ちょっとまだ検討しておりますので、ただ、黒字になった分に関しては、最終的には一般会計のほうにお返しするような形になります。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それはいつ頃県の補助金絡みの精算ができるんですか、時期的には。

○**今城委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 今回、全体の区画が売却になりましたので、年度内にその売却のものを三協グループさんのほうから頂戴するということになります。

まず、これまで起債をお借りしておりますので、まず一旦、繰上償還をしていくということになるかと思えます。それから、県の補助金につきましては、年度に分けて入ってまいります。それに併せて米子市も応分の補助金を繰り入れていくということになりますので、御質問の趣旨としては、令和8年度に全てこの事業、特別会計の締めとしては、令和8年度になってくるというふうに計画をしております。

○**今城委員長** よろしいですね。

ほかにはございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

それでは、前原委員から。

○**前原委員** 僕は異存ありません。採らないよな。

○**今城委員長** そうですね、陳情じゃないですね。失礼いたしました。

採決に向けて、委員の皆さんの御意見を申し上げますが、特段ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第100号、財産の処分についての議決の一部変更について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号、米子市観光センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

鵜籠観光課長。

○**鵜籠観光課長** この議案は、米子市観光センターの施設指定管理の指定についてでございます。

米子市がしました試算と提案者の試算を比較いたしますと、提案者の試算が著しく低く抑えられており、また皆生温泉の振興に資するという大義に対しまして、最も適切な事業者であります皆生温泉旅館組合を指定したものでございます。

○**今城委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

遠藤委員。

○**遠藤委員** これは本会議で議案質疑をして、総務部長からの答弁もいただきましたけども、ちょっと納得できないものがあります。それは何かというと、改めてお尋ねしますが、市が試算した委託管理料、これは894万6,000円となっております。ところが、事業者が提案した中身は351万8,000円です。約倍半分っていうんですかね、3.5倍の開きがありますが、この差っていうのはどういうことなのかっていうことで本会議でも質問したわけですけども、これはどういうふうに理解していらっしゃいますか。

○**今城委員長** 鵜籠観光課長。

○**鵜籠観光課長** 提案者である皆生温泉旅館組合がテナントとしてその当該施設に入居することによりまして、サービスを入居した組合の職員が併せて行うことが可能であることから、人件費が大幅に低く見積もられております。具体的には、市が見積もった3名の職員と市は見積もっておりました。正規職員2名、パート職員1名というふうに見込んでおりましたけれども、提案者のほうからはパート職員1名の要求でこの施設を運営できるという提案がございました関係で、このように低くなっております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 本会議の議案質疑のときに総務部長は、人件費等については当時、市が直営で管理したときの人件費をもって試算をしたと、こういう説明があります。けども、この収支計算書、市がつくった収支計算書と提案者が出した収支計算書、これを比較してみても市の分を予算とすれば、提案者が出したのは決算で比較すると、680万と163万の違いがあります。これは説明と違うんじゃないかと思うんですけども、これはどういうことなんですか。仮に過去の実績値を含めて人件費等も勘案したということになれば、こんなに開きが出ないと思うんですけども、何でこんなに開きが出るんですか。

○**今城委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** この市の試算額についてでございますけども、これは通常の施設管理として過去5年間の平均から試算したんですけども、人件費につきましては、提案者の標準的な人件費というものを参考にいたしまして、先ほど申し上げましたけども、正規職員2名、パート1名という3人で運営をした場合の想定でございますので、それと提案者からはそれを1名分で回せるということですので、その差が出ているものということでございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 私が聞いているのは、自分たちはこう考えたからこういうふうにつくりましたんですよという話をされていますけども、実態と合わな過ぎるんじゃないかということをお私に指摘したいんですよ。総務部長が本会議で答弁した、実績を勘案しながら試算をしておりますということになるから、そうしたら令和元年度の、観光センター場合は35万5,944円の人件費しかかかってないんですよ、パート2人で。そうすれば、次の令和3年度の予算の指定管理料を算定する場合には、それを基にして判断すると、こんなに開きは出んじゃないかというのがあるんですよ。だから、そういうところが実態を反映したといいながらも、実態とはかけ離れた市の試算になつとるから私は疑問を聞いているんです。

○**今城委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 議員の御指摘は、過去の実績を確かに勘案して人件費等を見積もっているという、これは全体の一般論としてそのように総務部長がお答えいたしました。この米子市観光センターにつきましては、御案内のとおりであります。この施設が発足以来、皆生温泉旅館組合に管理していただいていると、こういう施設であります。昨今の米子市の観光はコロナウイルスの関係もございまして、皆生温泉旅館組合の経営が非常に厳しくなっているという状況もございまして、今回の指定管理の際に、過去の実績は勘案したわけではありますけども、どこまで、いわゆる従来のおり旅館組合の職員の人件費といいましょうか、人役を活用して比較的安価な管理体制でできるかということが、従来とは違いまして、かなり不透明な部分もございましたので、当局では通常の管理、つまり皆生温泉旅館組合が職員を活用するという形でなくて、3名体制で新たに職員体制を組んで管理するとすればどのような経費がかかるかということをお市の経費としては見積もったと、このように報告を受けているところであります。したがいまして、過去の実績は踏まえるわけではありますけども、この米子市観光センターにつきましては、そういった皆生温泉の実情の変化というのがあるまして、あえてといいましょうか、いわゆる旅館組合の職員を活用させていただくということでない場合どれぐらいかかるかということをお経費として見積もったと、このように経過でございます。以上です。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** いや、そのいろいろ説明されるのはいいんですけども、僕はもう少し議会にものを提案する場合には、あまりかけ離れた数字っていうのが正しいのかどうなのかと。あえて、例えば人件費の問題も議案質疑の中で申し上げましたけども、改善をして上昇をしてるという数字を出されました、後から。しかし、それを見ると、平成28年度の予算額と令和3年度の市の試算額の中身の比較された表が出されました。584万円上昇しております。こんな数字が出ているんですよ。こんなものがどこから出るかということなん

です。例えば、そういう数字が出てきてるんですよ。おかしいでしょう。パート2人しか使わんってことは35万5,000円しか使わない観光センターに584万円の人件費が上昇しておりますと、28年と比較しましたら。こんな数字が示されてるんですよ、私が言っているのは。私はね、疑念を感じるんですよ。何でこんな説明になるんだと。もっと実態と合わせた形で正直に説明ができないのかと。人件費は構ってないじゃないかというふうに問われたから、いや、人件費はちゃんと上昇させたように対策取っておりますと、その言葉がこの答えなんですよ。全然数字が合わないでしょう、これ。平成28年の予算と令和3年の比較した人件費で見ると584万円上昇しております、改善しております。だけど、実態は35万5,000円でしょう、令和元年度の観光センターの実績は、決算は。全くどう判断していいのかわかんような数字を出されるんですよ。こういうことは謙虚に反省してほしいと思う、こういう実態から見たときに。このことを再度確認しておきたいと思うんだけど、いかがですか。

**○今城委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** この人件費につきましては、過去の実績といえますか、皆生温泉旅館組合さんが人を配置されていたと。しかしながら、この観光センターの管理のみならず、旅館組合の運営も仕事も兼務されていたと。一部で人件費の負担が済んでいたという状況があります。

この市が試算した人件費っていうのは、必ずしも旅館組合さんではなくて、一般の指定管理者が運営した場合を想定しまして、丸々この3人分の人件費を試算したという中で、今度は令和3年度からの旅館組合さんの示される人件費っていうのは、新しい事業も付加していきながら、先ほど副市長も申し上げましたように、兼務している部分を減らしてといえますか、皆生温泉旅館組合で負担できていた部分が今度は指定管理のほうで負担していくようにシフトしてきて、それで令和元年度までの実績と比べると今回の試算では増えているというようなことになっております。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 岡さんね、そんな言い訳めいた訳のわからんような説明やめてもらいたい。あなたの今言ってるのは、観光センターで指定管理料払う人件費が幾らなのかということの実態から見たときに、その試算があまりにも望外でおかしいじゃないかという、何でそういうものをはじいたんだということをただしておるわけなんですよ。旅館組合の人件費を使って業務をしておりますとかしれませんが、それは関係ない話だ。それがあけん少なくなったら少なくなっただ、それは分かっどるんだ。ただ、市の試算した数字というものが実態の決算期とは全然合わない。それを人件費に対して十分な対策を取っておりますという説明資料が出てるから私は聞いてるんですよ。だから、そういうこと自身は、私は謙虚に反省してほしいと思うよ。説明の資料の出し方がよくなかったと。それならそういうふうに反省して、ちゃんとして説明を元に戻すと、きちんとした分かりやすい説明いたしますと、こういうのが筋じゃないのかね。訳のわからんような説明をぐるぐるぐるぐる言い回しで使ってるんじゃないんだよ。584万円どこに改善されたんですか。払ってない金額でしょう、これは。そういうものを何で説明資料に出すかと私は怒ってるんですよ。

**○今城委員長** 岡文化観光局長。

**○岡参事兼文化観光局長** 今、遠藤委員が御指摘の差額というのは、これは市の試算額と

実際の皆生温泉旅館組合からの提案になった額の差ということだと思いますけども、もともと市の試算は、申しあげましたように、例えば旅館組合じゃない場合、通常の運営を考えたときにどれぐらい必要かという試算でございますので、金額が大きくなっているということでございます。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 幾ら言っても理解ができないようだけど、本会議で議案質疑したときに、当時の部長は、実績を勘案して反映させておりますということを使うけども、実際とかけ離れた説明書が出てから私は異議を申しあげてるわけだ。それに対しては何ら反省がない。こんな説明やとったって議会と行政の信頼関係築けない。このことを注意しておいてください。以上。

**○今城委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第109号、米子市観光センターの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号、米子市体育施設及び米子市都市公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** そうしますと、議案第110号について御説明いたします。

こちらにつきましては、本年度末をもちまして指定管理期間を満了いたします、米子市体育施設及び米子市都市公園の指定管理者を本年度公募いたしました結果、2社の応募がありまして、評定の結果、記載のございます米子スポーツマネジメント共同事業体を新たな指定管理者として指定しようとするものでございます。指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までということで、前期間と同様に5年間でございます。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** ちょっと、そもそも論を含めて確認しておきたいと思うんだけど、この指定管理者制度が始まって今年で何年になりますかいいね。そして、今回の指定管理者を指定するに当たっては何回に当たるんですかね。

○**今城委員長** 深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** 記憶に基づくものですので、ちょっと必ずしも正確ではないかもしれませんが、体育施設におきまして指定管理が始まったのは、平成18年であったと記憶しております。そこから指定期間が少しずれていたものもございますが、指定管理の期間といたしましては丸々3期が終わろうとしているところではないかと思えます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 新しい議員さんもいらっしゃいますけど、私は当時からこの問題に関わっておって、当時の議会で審査するときには基本協定書とか協議書とか、そういうものも含めてみんな議案審議の対象になったと思っています。だから、膨大な資料でした。経験のある中田委員なんかうなずいていらっしゃいますけども、本当に膨大な資料が審議資料として提出されました。今回は結果だけの評価表です。これが果たして本当に正しい議会に審議を求める行政のスタンスかなということを指摘させていただきたいと思うんです。そういうところが見えないと、本当の審査ができないと思うんです、ということだと思えますね。今から出しなさい、審査を止めますよということと言いませんけども、そういうスタンスはちょっとおかしいなということを指摘させてもらいたいと思うんですね。

それで、併せて、ちょっと議会との関わり合いで振り返ってみたいと思うんですけども、平成27年度の議会の決算委員会における指摘事項があります、指定管理者の公募について。その中で、こういう文言が議会側から指摘されています。ちょっと読みます、委員長。指定管理者の公募については、事業者が応募しやすいよう募集要項において、業務内容などの管理基準を明確にされたい。また、指定後の管理業務についても事業者との協議や外部委員会、施設利用者の声などを通じ、検証を図られたい。こういう指摘事項が平成27年度議会側から出されています。これの指摘事項については、履行されているんですか。

○**今城委員長** 深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** 指定管理の管理基準につきましては、募集要項のほうに記載してございます。それで、公募いたしましたして、応募のありました団体を呼びまして、ヒアリング、説明会を行っております。そちらで管理の基準につきましては、不明確なものがありましたら質問を受けて答えられるものについてはお答えするようにしております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そういうものは、この我々の審査対象にはならないんですか、資料としては。なぜそれを伺うかという、この指摘事項をしたときに、当時の議員さんは今は辞めていらっしゃいますけども、村井議員さんでした。村井議員さんが言ってることの中身というのは何かという、今、受けている指定管理者だけしか分からないような形での管理基準であったり、指定管理料の定めの内容であったりしたのでは、競争性がないではないのかと、誰もが参加して競争性のできるような形の中で見えるような管理基準をつくったらどうなんだと、こういう指摘をされています。これに対して当時の総務管財課長は、そのとおりですねと、口頭でやり取りしておりますけども、そういうことも含めて文書化することは正しいと思えますねと、こういうことを言っているんですね。私が問うたのはそこなんです。今回の場合も2社で競合していますよね。2社で競合して、私は資料が分からないですけども、この指定管理料というものがどういう形で応募する側に見える形

になるだろうか。例えば入札の場合だったら、一定の予定価格とか最低制限価格とかいうものがあって、その中で競争性が発生するわけです。これは契約事項でありますから、入札に関係ないですけども、ある程度そういう指定管理料というものが誰が見ても計算がしやすい、参加しやすいというのが具体的に見えるような形のものが、今言った管理基準等を含めてなっているのかどうなのかと、これがちょっと知りたいんです。そういうのが我々には全く読めません。結果的に市の試算に対して、こういう安く出て見積りができまして、業態を含めてもいいじゃないかということで決めましたという話だけなんです。そういう参加して競争したというものの中身の姿が我々には見えませんので、そういうものを村井さんは当時言ったんじゃないかと思うんです。最初に指名受けたもんがずっと継続的になるような形の管理基準じゃいけませんよと言っているのはそこだと思うんです。そういうものが出来上がっているんですね。そういうものは見せていただくことはできるんですね、ほんなら。

○**今城委員長** 深田スポーツ振興課長。

○**深田スポーツ振興課長** 今、遠藤委員のおっしゃられた内容につきましては、恐らくは募集要項の中に全て集約されるのではないかと思います。そちらのほうに施設の管理におきまして、指定管理者がやらなければならないこと、網羅してございます。

それと、金額につきましては、基本的に公募の場合につきましては、何か標準的なものといえますか、予定価格のようなものを示すことはございません。過去の収支予算書ですね、そちらのほうについてお示しして、応募される企業のノウハウをもって、管理運営について管理経費をはじき出されたものを5年間の収支計算書として提出をいただいて、ほかの事業計画書と含めて公募の結果、評価をつけているところでございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 再度確認しておきますが、実はこの間の議案質疑のときの総務部長答弁、ここにこういうことが書いてあります。人件費の見直しに対して検討されてきたのかと、私のこの質問に対して、2つの説明がしてあります。

一つは、公募する指定管理者候補者についてはという、公募をする指定管理者についてはという扱いと、公募によらない指定管理者の場合と、2通り使い分けがしてあるんですね。その公募をする指定管理者の場合については、基本協定書に定められた内容のとおりの内容でやっておりますと。したがって、事業計画の提出時に全ての労働環境に問題がないことを確認するための労働確認表の提出を求め、労働関係法令や賃金などで確認していると、こういう当たり前の説明をしていらっしゃいます。

ところが、公募によらない指定管理者の候補者については、人員体制や人件費を含む労働環境等について協議し、必要な見直しを行っておりますと。これを読んでおると、今伺って印象分かったと思うんですけども、公募によるものについては指定で定めたとおりの文書を出してくださいねと、それで応募してくださいねと、それから先は自分らで判断いたしますよと、こういう表現に取れるわけです。だけど、公募によらない場合は、相手方と市とが話し合いをして、その時々見直しを行っておりますという形に取れるんですね。これは実際にそういう形になるんですか。だけど、私は思うのは、公募によらない相手だったとしても、これは競争性の原理というのは働かなきゃならないし、なれ合いであってはならないと思うんですね。だから、この答弁書を読むと、何かその辺が曖昧に聞こえる

んですけども、実態はどうなっているんですか、これ。

○**今城委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 私からお答えいたします。

私もちょっと記憶で言いますので、もし正しくなければ後で正していただければ結構ですが、恐らく総務部長がお答えしたのは、議員さんの質問の中に指定管理が始まった際に、大きく人件費を下げた財団というか団体があるというふう聞いてと。そして、その人件費が大きく下がったというようなことも聞いてるんですけども、その後、その人件費の見直しなんかはどのように取り組まれてきたのかというような御趣旨の質問が、私あったように記憶しております。それに対する総務部長はお答えとして、特定の団体を想定した御質問であろうということで、その該当団体というのは、今、委員もおっしゃった、いわゆる競争性のない、いわゆる指名指定と呼ばれるものでありますが、これで長年にわたって市の施設を指定管理でお願いしている団体において、私もその話を聞いたことがあります。具体的な数字まで検証はしておりませんが、指定管理を始める際に、競争性を高めるといいますか、まだ指定管理というものの制度がどういうもので、どういう競争性になるのか、そして、これももし間違っていたら正していただきたいんですが、当時、私おりませんでしたので、1回目は全て公募で行われたと、このように聞いております。その後、管理の安定性、あるいは指定管理の特性を生かすという意味で、いわゆる指名指定が導入されたというふう聞いております。

そういったこともあって、1回目は全て公募されたということもあって、長年、指定管理が入る以前は、いわゆる管理委託という形で行われてきたものが、法が改正されて、いわゆる全面的な管理委託はもう法的にできなくなるという中で、米子市は1回目は全て公募されたという流れの中で、従来管理してきた施設を引き続き管理したいという強い意欲がおりになったんだろうと思います。そのために競争性を高めるために人件費をかなり御努力されて引き下げられたという経過があったんだろうと思います。ただ、そのことが当該団体の人材確保等に大きな影を落としてるのではないかという問題もあるように聞いておりますので、そういったものについての是正措置がどうされたのかという質問の内容の趣旨が入ってるんじゃないかなということ踏まえて、先ほど委員が御紹介になったような答弁をしたものではないかなというふうに思います。

この部分については、私もそういうことがあるということ聞いておまして、実際にやってる業務の内容や、それから市の職員との比較の問題等々について、時間をかけて検証する必要があると、このように考えておまして、今回1回だけの問題ではありませんが、引き続き必要な点検は行っていきたいと、このように考えているところであります。以上です。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 説明の趣旨は分かりましたが、私が問うてるのは、この公募による指定管理者候補者に対する対応と、公募によらない指定管理者の候補者に対する対応に少し差異があるんじゃないかなということ心配しているんです。だから、簡単に言うと、公募によらない指定管理者は伯耆の古代の丘にしても水鳥公園にしても、あるいは美術館にしても、いわゆる財团的な形の中でやってる、いわゆる昔で言うと、兄弟みたいなところに出してるんだから、そこでの、ある意味でなれ合いが生じておるようなことに見えるので、それ

でいいかいなということをお願いしているわけです。全く公募による場合には、あなた方がされた書類だけを審査しますよという返事になってるから、これでいいかいなということをお願いして、今、ただしたわけですから。そういう差異が起きないように管理をしてもらいたいなと、このことを要望しておきます。

**○今城委員長** 中田委員。

**○中田委員** 私もちょっと関連して、似たようなことになるかもしれませんが、先ほどおっしゃったように、平成の18年頃ですか、この制度が変わるといえるときには、かなり議論もしましたし、それから、初めての制度だったということで、細かい資料もたくさん出していただいて、公募によるということで比較検討するための資料を随分出していただきました。そのときも、さっき議会のほうでの指摘事項に上がった管理基準、明確にしろというような話も、実はその当時、会派の中でいろんな問題の掘り起こしというのか、する中でそういう話をしたんですけども、一番、当時比較するのに、検討に時間を要したのが、例えば公園協会がやってた公園管理なんかの樹木の剪定とかの費用とか、そういったノウハウですね、そういったことも含めて、それをどう公平に見比べることができるのかってところが難しかったような要素もたくさんあって、そういった中で管理基準を詳細にすべきだと。当時は、例えば米子市だけで考えたわけではなくて、よその資料も取り寄せて、広島市だとかいろんな近隣の管理基準として比較すると、あまりにもちょっと大ざっぱだったので、余計そういう議論になってきたわけです。

今、我々がこうやって、言ってみれば、契約者の相手を査定するときに、査定する材料不足というのが、多分、遠藤委員も検討する資料として非常に比較しにくい、それが適切かどうか。例えば、先ほどのところで言わずに、全体を通じて最後に言おうと思ったんですけど、説明では著しく金額が低いとか、著しいという意味をどう捉えたらいいのかとか、あるいは最も適した事業者だということ、その最も適したというのは一体どういう意味で最も適しているのかとか。そういった、要するに材料がしっかり欲しいわけですね。そこら辺をやっていく上では、もともと直営であることと比較して、委託という手段、民間委託だったりする、それからさらにそれが指定管理者になった。ここら辺の比較がきちっとできていかないと、例えばこれが今、指定管理とする方法でいいか、悪いかの議論だけになってますけども、そもそもこれは行政がやるべき業務なのか、サービスなのかというところに踏み込んだ議論が、将来的には出てくるかもしれません。そういったときには、直営で行った場合のものをスタートとして、それが民間委託でやった場合の一般的な人件費のありようとか、それからその指定管理の管理者が自社の自社努力によって作り出す金額とかサービスだとか、そういったものがきちっと比較できて、ちゃんとした議論が議会のほうでも検討ができると思うんですね。ですから、そこら辺のことを今後の指定管理の説明するに当たっては、やっぱりちょっと現在は資料不足だと思ってますので、ぜひ、その辺については今後しっかりした説明資料を、説明機会をつくっていただくということをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

**○今城委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 先ほどからの遠藤委員、そして中田委員の御指摘、これは真摯に受け止めたいと思います。

正直に申し上げまして、私も米子市に着任して初めての指定管理、もうこれ一斉といい

ましようか、一番大きな指定替えの手続を行ったわけではありますが、これは率直に申し上げます。過去からの経過、あるいは何回か指定管理を繰り返してきたということの積み上げもあるんだろうと思いますけども、その一方で、やはり今御指摘あったとおり、そもそも、そろそろこれはもう民営化してもいいんじゃないかとか、あるいは管理そのものやり方をもう少し深掘りして、業務のやり方から見直す必要があるんじゃないかというような部分の精査が正直少し足りないんじゃないかなというふうに思うところが実務的に多々ありました。これは必要な部分については、私、指示をして直させたところもありますし、検討を指示したところもありますけども、限られた時間でもありますし、過去から管理をずっとお願いしてきてるといような経過もございますので、いきなり変えるわけにもならないところもあるというふうに思っております。

大きな指定替えを今回お願いしているわけではありますが、今御指摘の部分も含めて、ただ単に管理を継続していくという観点ではなくて、よりよい公の施設のやり方という部分を、まず点検が必要、そしてそれをいかなる体系で管理運営し、そしてどういうサービスを市民の皆様に提供していくかと、この点検をしっかりとやりたいというふうに思っておりますので、その結果を逐次議会のほうに御報告、あるいは協議させていただきたいと思っております。以上です。

**○今城委員長** 中田委員。

**○中田委員** ぜひ、そういう形でお願いします。

といいますのが、例えばですけども、前だと、いろいろと評定する上での点数づけのところなんか、複数あった場合のときの比較だとか、それからそれがどういうふうにかこの金額に反映するのかなどだとか点数の配分だとか、そういったところを意外と分かりにくいところも聞いたりできるだけの素材が最初のときあったんですね。例えば、1社しかない指名という形を取るような場合においても、例えば総合評価として、この仕事は本来直営では無理、職員体制ではできない仕事も内容によってはあつたりもしますよね、適してなかったり、あるいは定員の問題とか、職員体制の問題もある。そうすると、どこかの事業体を育成していったほうが良いようなことも今後はあるかもしれません。それで、そういった意味で、市が直接できないから、むしろそっちで、民間でやってもらったほうが良いという、そういったケースも出てくるかもしれません。そういった中には、例えば地元の事業者を、むしろ育成させたほうが市民にサービスを供給することにおいて、そっちのほうがむしろ充実していくんだとか、きちっと本来の、本来、市の職員体制でできないことが、そのことによってできるようになることだとか、いろんな見方が、多分この運用の中では出てくると思うんですね。だから、そういったことにつながるような検討とか、改善をぜひお願いしたいと思います。これは要望しておきたいと思っております。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第110号、米子市体育施設及び米子市都市公園の指定管理者の指定について、原

案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号、米子市皆生市民プールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** 議案第111号について御説明いたします。

こちらのほうの施設につきましても、本年度末をもちまして指定期間の満了いたします。米子市皆生市民プールの新たな指定管理者を公募いたしました結果、応募がありましたのは1社のみでございました。その1社であります、公益財団法人鳥取県スポーツ協会・一般財団法人鳥取県水泳連盟共同企業体につきまして、評定の結果、基準となります点数を上回っておりまして、こちらの団体につきまして、指定管理者として指定をしようとするものでございます。指定の期間につきましても同様に、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見ををお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第111号、米子市皆生市民プールの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号、米子市美術館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** それでは、議案第112号について、文化振興課から説明させていただきます。

これは、米子市美術館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。指定管理対象施設でございますが、米子市美術館でございます。指定管理者に指定いたしますのは、一般財団法人米子市文化財団でございます。米子市美術館の指定管理者選定につきましては、公募によらず、特定の法人等を選定する方法で行ったものでございます。

次に、業務の範囲及び管理の基準でございますけれども、議案書に記載しておるとおりでございます。

次、指定の期間でございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

議案第112号についての説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** これも本会議で議案質疑でただしたんですけども、説明が定かでないんですが、その内容というのは、美術館の平成29年度から令和元年度の3か年間、この3か年間の中で指定管理料を上回る管理料が支払われているという実態の決算が見えています。この説明について、債務負担行為であるというものの扱いから見たときに、債務負担行為であればその間の変更に対する説明なり議会に手続というのがあったと思うんですね。それに対して、その都度やっとなりますというふうに総務部長が答弁されたけども、ここにおられる方々で記憶があるかどうか分かりませんが、指定管理料で増額する部分の補正でございますという言葉が説明の中にあっただろうのかな、僕はいまだかつて記憶がないんです。だけん、できれば、それが事実かどうか、委員長、できれば議事録を起こしてもらって、そういう説明があっただろうか確認してもらいたいということを1点要望しておきますが。

あわせて、こういうときには、増額する場合の議会説明というのは果たすべきじゃないかと思うんですよ。やったと記憶がありますか。事実かどうかは委員長に後から議事録確認してもらおうけども、私はないと思っていますよ。これはなぜかという、債務負担行為というものの予算執行上の扱いからして、手続上誤ってはならないということを申し上げたいんです。どうなんでしょうか。

**○今城委員長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 全てに当てはまるかどうかは分かりませんが、平成29年度に指定管理料を増額しております。これは、特別企画展、井上コレクション展ですけれども、を追加事業として6月議会に予算計上し、議決をいただいております。そういう増額するときには補正を行っている場合というのが、そういうケースが今のところあります。以上でございます。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 増額されていることは、決算上数値が見えるから問題にしてないんですよ。問題は、指定管理料というふうに指定したときの契約条件ですね、それが途中で変更になった場合には、債務負担行為の変更を意味するんじゃないかと私は思っているんです。そうであれば、単純なる補正で、はい何ぼ事業費を補正しましたかっていう話ではなくて、その理由というものが債務負担行為の変更と意味するということの説明がなければいけません。じゃないかということ言ってるんですよ。それをしてきたって部長の答弁だったけど、僕、記憶がないんだ、それは。そうすると、委員長に頼んだけども、その議事録を再生してもらって、本当に説明してきとったのかどうか、これは確認していきたいと思うけども、そういう説明を果たされるべきじゃないかと思えますよ。今、下高さんがおっしゃ

ったように、平成29年の4,618万9,000円の分が5,804万8,000円になったことは事実ですし、平成30年度も4,426万8,000円が5,191万2,000円だということもこれも事実なんです。令和元年度も4,500万が5,200万だ、これも事実なんです。問題は、この増額したときに、指定管理料の基本料は変わりましたと、こういう話の説明が出ておったかどうかということを私は疑問視してるんですよ。それがないじゃないかと言ってるんです。だから、これはきちんと、やっぱり予算執行上の大きな問題ですから、議会説明を果たしてもらいたいということを申し上げているんですが、再度確認します。

**○今城委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 御指摘の面については、29年の6月議会ということで、私、着任した直後でありますので、正直、正確には覚えておりませんが、恐らく十分な説明をひよっとしたらしめてないのかもしれないなというふうに思います。今の委員の御指摘は、予算の補正は確かにお諮りしてるんですけど、いわゆるそれが指定管理料で、かつ、これは債務負担の変更になりますよという説明までしたかということだと思いますので、そこまで丁寧に説明していないのかもしれないなど、これは率直にそう思います。

それはなぜかといいますと、今の、これもひとつ少し改善せないけんとこだなと正直に思ってるそこなんですけど、米子市のやり方というのが、債務負担行為だとはいいながら、その親の金額を決めずに年度年度の協定でやるという方式、これも一つの知恵なんだろうと思うんですけど、そういうやり方をやっております。一方、私も前職、県でありますので、県なんかは親の金額を決めて、つまり、5年間で総枠何ぼというのを決めて、これが債務負担の枠ですよというのをまず決めて、そして年度年度は決めていくというやり方をやっておりますので、当然、親の金額を変える場合も出てきますので、債務負担行為としての管理を絶えず意識しているわけですが、今の米子市のやり方ですと、どうしてもその債務負担行為というのが日々の予算管理の中から、頭から飛んでしまってるという可能性が、これは否定できないだろうと思いますし、実際の補正予算の中で、例えば特別展を一つ追加して、それをいわゆる指定管理事業の中に入れてやるということが一般の事業の中に埋没してしまって、実はこれは指定管理で、実は指定管理の5年間の債務負担行為的なものの変更になるんですという説明までしてたかもしれませんが、多分してないかもしれないなというふうに思います。そういう意識の管理というのがしづらい今やり方になっていると、この辺は少し改善する余地があると、これは率直に私思いますので、委員の御指摘を受けて、どういう改善ができるかということはいくら考えてまいりたいと思います。以上です。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** それに関連して、美術館の令和元年度の提案者、いわゆる指定管理者が出した決算書と、それから、市が令和3年度以降の人件費の平均試算を比較すると、令和元年度の提案者の決算のほうが市が出した人件費の額を上回っているんですよ。これは何でこんな数字になるのかなという気がするんです。うまく人件費について操作されてるってこと、前向きに、私評価しますよ。評価しますが、市が出した令和3年以降の人件費の平均は3,084万5,000円なんです。ところが、令和元年度の美術館の提案者、事業者が出した案は3,142万4,000円なんです。決算が市の来年度の予算を上回っ

とるんですよ。だけど、何で来年度以降の市の試算がこんなに少なく見積もっていくのかなと、ちょっと疑問を感じるんですよ。例えば、実績に合わせてやっていくっていうならば決算に合わせたものを翌年度以降の人件費に充当していくとか、対象にするとか、ということを見えてくるんじゃないかと思うけれど、この差がちょっと分からないんですが、説明ができればしてください。

○**今城委員長** 大野原文化振興課長補佐。

○**大野原文化振興課長補佐兼文化振興担当課長補佐** 先ほどの美術館に係る人件費の市の試算のことについてのお尋ねでございます。このケースにつきましては、労働省が発表しております鳥取県の労働者の平均収入、これをベースに考えておりまして、市の試算を積算したところ御覧の数字が積算されたところでございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** ちょっと委員長、今のは説明にならないよ。令和3年以降の人件費は、今言った三千何万で計算して、5年間契約しますよというものを、示しておくものをつくっておきながら、試算表で。だから、令和元年度の決算はそれを上回ってる人件費になってますよと。それは令和元年度の特異な事情だったのかどうなのかということが見えないから聞いているんです。

○**今城委員長** 資料を確認いたしますので、暫時休憩いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時35分 再開

○**今城委員長** 都市経済委員会を再開します。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 疑問視しているふうに提案したのは、市の試算した人件費と提案者が出した人件費で、提案者のほうが高いのにかかわらず、何でこんな数字の指定管理料になるんですかという、決定的な形になるんかと、その違い、普通ならば、市の試算よりも下回る経費であって初めて経費の候補が挙がるんじゃないかなっていうふうに思うんですよ。だから、そのこの辺のところが見えないからあえて質問をしたわけです。だから、後から整理していただいて、御回答いただければいいと思いますから、議事進行してください。

○**今城委員長** では、後ほど、よろしいですか、後ほど提出をお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第112号、米子市美術館の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号、米子市公会堂、米子市文化ホール及び米子市淀江文化センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** それでは、議案第113号について、文化振興課から説明をさせていただきます。

これは、米子市公会堂、米子市文化ホール及び米子市淀江文化センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

対象施設としては米子市公会堂、米子市文化ホール及び米子市淀江文化センターで、これを一括して管理するものでございます。指定管理者に指名いたしますのは、一般財団法人米子市文化財団でございます。業務の範囲及び管理の基準等につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。指定の期間でございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

議案第113号についての説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** この選定理由のところ、提案と特徴というところの中に、この自主事業の継続実施を前提に、過去の実績と経験を踏まえて提案をされてると評価されています。その後、公益目的支出計画による事業資金の活用がされていると書いてあります。この公益目的支出計画、これはどういう資金を意味するものなんですか、説明を求めたいと思います。

**○今城委員長** 下高文化振興課長。

**○下高文化振興課長** 公益目的支出計画についてのお尋ねでございます。平成20年施行の法人制度改革により、移行認可を申請する法人は、法人内部に保有してる財産、これを公益目的財産額といいますが、これを公益のために消費していく計画を作成する必要があり、この計画を公益目的支出計画と申します。

一般財団法人米子市文化財団は、平成25年度からの一般財団法人に移行するに当たり、様々な自主事業の実施に資するために、その財源の一部について公益目的支出計画による独自の事業費負担を行ってまいりました。一般財団法人米子市文化財団の公益目的財産額及び支出の計画は、財産額としましては9,755万3,287円となっております。この期間ですが、公益目的支出計画の実施期間といたしましては、平成25年度から10年間、令和4年度までとなっております。対象施設としましては、美術館、公会堂、文化ホール、淀江の文化センター、山陰歴史館、児童文化センターとなっております。以上でございます。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** つまり、この9,755万3,287円という財産額の内訳は、どういう形でこういうものが出来上がったんですか。

**○今城委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** この原資は、文化財団がずっと蓄えてこられた財団のいわゆる財産というものが原資になっております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これは米子市が一般会計から支援、出資したということはないんですか。

○**今城委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** この財源自体を米子市が負担しているということではございませんで、これは、例えば企業努力で得られた収益ですとか、そういったものが蓄積されたものでございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** この9,700万円を令和4年度までに支出しなきゃならないということになっていくわけですね。その後は、この財源の不足分はどう賄っていくかという話になってくるんですが、それはどういうふうに対応することになるんですか。

○**今城委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** あくまでもこれは使い切るということの決まりになっておりますので、これを使い切ってしまうと、その後はそれを補填するというような考えはございません。

○**今城委員長** もう一度。

岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 補足しますと、その分事業費が不足するというのも考えられますので、その分は指定管理料がプラスになっているということでございます。

○**今城委員長** よろしいですか。

ほかにはございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第113号、米子市公会堂、米子市文化ホール及び米子市淀江文化センターの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号、米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び米子市埋蔵文化財センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○**今城委員長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** それでは、議案第114号について説明をさせていただきます。

これは、米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び米子市埋蔵文化財センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設ですけれども、先ほど述べましたように米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び米子市埋蔵文化財センターで、これを一括して指定するものでございます。指定いたしますのは、一般財団法人米子市文化財団でございます。業務の範囲及び管理の基準については、議案書に記載のとおりとなっております。指定の期間でございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

議案第114号については、説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** この山陰歴史館の場合、先ほども美術館のところで申し上げましたけども、同じように、平成29年度から令和元年度までの3か年間で、指定管理料がオーバーをしておるといふ事実が存在していますんで、これについての扱いは、先ほども議論させていただきましたけど、十分なる対応を取っていただきたいと、このことを要望しておきます。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第114号、米子市立山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び米子市埋蔵文化財センターの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後3時13分 再開

**○今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

経済部から2件の報告がございます。

まず、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、執行部からの報告をお願いいたします。

中久喜農林水産振興局長。

**○中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更についてでございますが、これにつきましては、現在までの経過について報告をさせていただきたいと思っております。

この構想についてでございますけれども、国の農業経営基盤強化促進法第5条の規定に基づき、都道府県が基本方針、市町村が基本的な構想を策定することになっており、具体的には、将来の農業構造を展望した施策展開の目標を明らかにし、施策推進の方向性を定めたもので、本市は、平成18年6月に初めて策定し、平成22年、平成26年に変更してきたところでございます。

今回、国の農業経営基盤促進法が改正され、これを受けて鳥取県が鳥取県農業経営基盤基本方針を改正し、この県の改正を受けて県内の各市町村が市町村ごとの農業経営基盤の強化に関する基本的な構想を改正することになり、本市も令和10年の目標として構想を改正することといたしました。そして、県と協議しながら案を作成したところでございます。

今回の主な変更点は1ページに記載しております。また、各指標の考え方につきまして、資料の2ページから3ページに記載しておりますが、農業者、新規就農者それぞれの年間農業所得、年間労働時間、営農モデル類型、また、総農家数、耕地面積、担い手が利用する農地面積のシェア等でございます。それぞれの積算根拠につきましては資料に記載しておりますが、鳥取県の数値を参考にしながら、本市の農業の実情を踏まえて算出しております。

今後のスケジュールについてでございますけれども、4ページに記載しておりますが、市町村は基本構想を定め、またはこれを変更しようとするときは、農業経営基盤強化促進法により、農業者に関する団体等の意見を反映させるための措置を講ずることという具合になっておりますので、本市の農業委員会、JAから意見を聴取し、原案を作成し、鳥取県と協議し、完成に向かいたいと考えてます。

報告については以上でございます。

**○今城委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 分からないんですけども、この構想そのものをちょっと目を通したこともないし、これは推進体制というか、そういうものは米子市としてはどういう形で、構想に沿った形で推進体制を図られる考えなのか、これを聞かせてください。

**○今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

**○中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 本市の農業の推進体制でございますけれども、米子市農業委員会、JA、鳥取県農地中間管理機構と連携を密にして進めていきたいという具合に考えております。具体的にはですけども、人・農地チーム会議というのがございまして、これによりまして地域の課題等の調整の解消、また人・農地プランの取組の支援、また荒廃農地解消にも資することですけども、農地中間管理事業を活用した担い手の農地集積の推進、認定農業者等の重点指導及び研修会等の実施、以上のことを踏まえて、本市の農業の振興を推進したいという具合に考えております。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** ちょっと具体的に読み取れないんですけど、例えば推進する今の取組の中で、県の事業としても、例えば、頭が動いて初めて市町村がそれにくっついてと、こういう形になるわけですか。それは、市だけが先に、県とは関係なしに独自にやっていくってことになるんですか。

**○今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

**○中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 先ほど御説明させていただきましたけれども、これは国の方針によって定めると、構想でございまして、その上段で、都道府県が基本方針、これを定めることになっております。これに基づいて各市町村が実情に合わせて構想をつ

くるという具合になってます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 分からないで申し訳ないけども、国が定め、県が定めて、市町村が定める、これは分かるんですよ、構想は。問題は、この構想を定めて文章はつくったけども、それをどういうふうにして行政としては推進していくんですか、市として。今聞いたわけですよ。そしたら、いろんな団体等はいろんな事業プランなんかがありますが、その中でやりますと言われたんですよ。その場合に、それは県のほうの方針も重なって出てくる話なのか、市だけで単独でやっていく話なのかっていうことなんです。

○**今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 県の方針も重なってくるという形になると思います。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 米子市の場合には、どういう部署で、推進体制で、どれだけの人員体制でやるんですか。

○**今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 本市の場合は農林課のほうが中心になってやります。あと農業委員会とも連携して行いたいという具合に思っています。人数的にはちょっと私も正確な人数は今覚えておりませんが、農林課の職員が二十数名おりますんで、それで行っていくという形です。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 二十数名の米子市の行政の体制の中で、これらの大きな目標に向かってやるということについて、これだけをやられるための課じゃないでしょう。そういうことも含めて、本当に推進体制が今の状態の中で十分なのかなと、ある意味では専門家的な取組が必要ではないのかなという、私は思うんです。専門家的な体制は整えた取組というふうに思うんですが、その辺についてはどうなんですか。

○**今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 私も二十数名、また農業委員会の職員ともやりますけれども、鳥取県、特に普及所の職員等もおりますので、それのお知恵と協力も仰ぎながら推進していきたいという具合に考えております。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

前原委員。

○**前原委員** すみません、ちょっと教えていただきたいんですが、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてという、2ページ目の2の(1)の②の年間労働時間で、県の各年ごとの年間労働時間ですね、1,800時間で鳥取県は据置きっておりますけれども、米子市の認定農業者の労働実態を勘案して1,900時間程度と、据え置いたとありますけど、県は1,800時間で、米子市が1,900時間ということなんですか。

○**今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** そのとおりでございます。

○**今城委員長** 前原委員。

○**前原委員** これ何かちょっと逆行しているような気がするんですけども、労働時間が減

ったほうがいいと思うんですけども、1,900時間になる根拠っていうのは逆に言うと何なんですか。

○**今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 実は、説明させていただきましたけれども、平成26年に改正したのですけれども、そのときも目標は1,900時間でした。その後、今回の改正に当たりまして認定農業者等の総労働時間を勘案しましたら、やはり2,000時間程度働いておられるということで、それを一足飛びに、1,800時間というのは目指したいんですけども、現実可能といたしますか、1,900時間を目指していきたいなというところが積算の根拠ということでございます。

○**今城委員長** 前原委員。

○**前原委員** 年間の所得目標380万円程度っていうことで県とも変わらなくて、100時間逆に多いうことになる、非常に効率が悪いということになりますよね、本市の農業というのが。そこに関して何らか今後進めていかなければいけない、時間を短縮していかなければいけないというか、労働の内容を変えていかなきゃいけないと思うんですけども、そういう考えに至らないのでしょうか。

○**今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 労働時間の短縮と労働の負担の軽減ということで、スマート農業の推進であるとか、効率的な機械の導入の促進があるのかなあという具合には考えております。

○**今城委員長** 前原委員。

○**前原委員** それは分かるんですけども、具体的に本市は何もしてないんですよ、それに関して。今後やっていくということであれば、来年度予算の中でそういうものが見えてくるんですか。

○**今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 各種の支援策の中に、それが支援できればいいかなという具合に考えております。

○**今城委員長** 前原委員。

○**前原委員** ちょっと言ってることよく分からないんですけど、そういう予算を要求されてるんですか。

○**今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** はっきりとした形ではちょっと要求してないところでございます。

○**今城委員長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 前原委員さんおっしゃいますことは非常によく分かるところでございまして、やはり生産性を向上していくという御指摘だろうと思います。何にしても所得水準を農業者上げていかなければ、その農業を引き継いでいく方も出ていられない、なおかつ、やはり労働の質といたしますか、それがある程度軽減されなければ、農業というものも今後次世代に引き継いでいくのもなかなか課題があるということでございまして、やはりこの所得水準を上げていく、そして労働時間あるいは労働の質を変えていくということも、今後、米子市の置かれた農業の重要な課題であるというふうに思っております。

少しこの1,900時間ということについては、再度、ちょっと検討させていただいて、目標数値としては、やはりそういったものに向かっていく、あるいは市としてもそれに、十分課題に向き合っていくということが必要かと思えます。御意見を参考にして、この1,900時間がどうなのかというところは再度検討させていただきたいと思えます。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

岡村委員。

**○岡村委員** 1点お伺いしたいというふうに思うんですけど、3ページ目の一番上のほうの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標ということで、目標が1,500から1,220ヘクタールになってると、シェアについても52%から46%になるということなんですけども、県のほうを見ますと、1万8,000から1万8,235ヘクタール、それからシェアも52%から59%と、こういう増える傾向になってるとということと併せて、米子はどういうことで、どういう状況があるからこういう減る傾向になるということになるのか、その実態というか、そういうものっていうものをちょっとお知らせいただきたいと思うんですけども。

**○今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

**○中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 1,220ヘクタールの根拠でございますけど、このページの3番に記載してありますように、個別経営体、楕円形といいますか四角の囲みでしてございまして矢印があるということで、現状を見まして、右半分が積み上げると1,220になるんでございますけれども、米印でその積算の根拠を、米子の現状に照らし合わせて1,220ヘクタールを目標にしようじゃないかということで考えておるところでございます。

**○今城委員長** よろしいですか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 全く不勉強で申し訳ないけども、現行の構想を、平成26年度を基準にして、令和5年までの10年間の縛りの分で約半分期限が過ぎてきたわけですよ。これ総括した指標なんていうものはあるんですか。

**○今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

**○中久喜農林水産振興局長兼農林課長** すみません、まだちょっと総括したものはつくってございません。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 目標をたくさん何遍も塗り替るのはいいけども、やってきた分の総括ぐらい出したその上でやっぱり目標を定めたという、そういうことのほうが僕らには分かりやすいけどなあ、どうなんだろうね。

**○今城委員長** 祖田農林課農政担当課長補佐。

**○祖田農林課農政担当課長補佐** この集積率、現行の構想に基づく集積率の現況でございます。これをお答えしたいと思います。今の時点で、米子市の集積率は23.2%ですので、52%を目標としておりましたが、まだ6年たって依然23%という実態でございますので、これを勘案いたしまして、集積率の下方修正を行ったものでございます。以上です。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 一つの事柄を聞いてるわけではないですよ。構想全体の流れの中で、5年間

の集約はどうなんですかということを知っているわけで、一つのことでこうやっておりますって説明でなしに、全体像が見えるような形の、できれば資料を、配付をお願いしときます。

○**今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 了解いたしました。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市文化ホールの改修にかかる基本的な考え方について、執行部からの報告をお願いいたします。

下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 米子市文化ホールの改修にかかる基本的な考え方について報告をさせていただきます。

米子市文化ホールでございますけれども、施設の概要といたしまして、優れた立地特性があり利便性が高い、多くの方に幅広く利用されている。非常に利用率が高いと、中規模ホールの特性もあり、利用率が非常に高いと。あと、米子コンベンションセンターとの連携で、大規模なコンベンションの誘致などに貢献しているという文化ホールの概要がございます。また、現状といたしましては、平成3年に開館してから29年が経過しております。また、建物の老朽化が非常に目立ってきております。また、年次的に改修は行ってはきておりますけれども、設備機器についての経年劣化が進んでおります。また、試算しましたところ、大規模改修を行う場合、20億円以上の事業費が想定される。これが今の文化ホールの現状でございます。

こういう概要、現状を踏まえながら、課題といたしましては、公共施設等総合管理計画に基づくライフサイクルコストを念頭に置いた施設マネジメントの最適化が必要、文化振興に資する拠点施設としての将来的に求められる機能の充実、特に3番目として、新型コロナウイルス感染症等の影響による文化活動、コンベンション等の変化への対応、また、整備または修繕する場合の投資コストと期待できる延命効果や機能充実、波及効果の検証、こういう課題を持っております。

これを踏まえて、今後の方向性として今検討したことがこれから述べるものでございます。公会堂、淀江文化センター、通称さなめホールですが、役割分担と連携を踏まえた文化施設の在り方の整理を行う。高齢者のフレイル対策等を含めた市民の地域活動、文化活動の拠点施設としての整備。また、コロナを中心とした新しい生活様式に対応できる設備機器、特に空調や座席の間隔等の機能強化。米子駅周辺のさらなるにぎわい創出や多様な市民ニーズに対応できる施設の在り方の検討。こういう方向性、方針を持ちながら、今後、新時代の施設機能の整備が必要と考えまして、民間活力の導入なども視野に入れた新たな施設整備に向けた検討に入りたいという報告でございます。

今後の対応といたしまして、これらの検討を進めるとともに、その間の対応としては保全的な維持管理を行っていく。当面、運用上支障のある部分については修繕の対応をし、使用期間の延伸を図ってまいりたいと思っております。

現段階での施設整備に向けた考え方としては、こういうふうなことを考えているということの報告をさせていただきました。以上でございます。

○**今城委員長** 当局から説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 結果的に、これいろいろ書いてあるけども、中身としては、民間にも資金を導入をしてこれからは運用していくということが最大の目標ということなんですか。

○**今城委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** これまで示しておりましたこの文化ホールの大改修ではなくて、そこに書いてございますような機能を持った新たな施設を新しくつくっていくという方針を今、入り口の部分打ち出ささせていただいたということで、その中で、民間活力などの導入っていうのも当然視野に入れていくと、そういう考え方でございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** いや、この文章では今あなたのおっしゃったような説明はそう読みにくいんだけども。新たな施設をつくっていく、それは民間の力を借りてと、こういうことの説明があったと思うんで、そういうことですか。

○**今城委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** そうです。民間の活力、資本などを導入、そういったことも視野に入れた検討をしていくということでございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そうなってくると、今の文化ホールを大規模改修すると20億円相当の事業費を市が負担しなきゃなくなってくるんで、公共で管理しなきゃいけないんで、そういうことを考えたときには、現行も既に30年も経過してるんで、大改修をするなら民間の投資を入れて、新たにあそこを民間の力で、簡単に言うと開発をすると、こういうことの考えをシナリオとして描いとると、こういうことですか。

○**今城委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 今、遠藤委員のおっしゃるとおりで、そういうことでございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そのためのスケジュール案的なものほどのような形になるんですか。

○**今城委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** スケジュールはまだ具体的には描いてはおりません。できるだけ早くということにはなろうかと思うんですけども、今取りあえず、今の時点ではっきり申し上げられることは、今まで大改修に向かっていたところの、ある意味方針転換をさせていただきたいというところでの今日は御報告でございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** あまり小出しにされんでも、ここまで言い切られたら、ある程度の、あんだ、先が見えるような話ししてもらわんといけんような気がするけども、結局、民間の力で大改修して今のは結局壊すと、新たに新しい拠点をつくるということなんだけど、そうなってくると、スケジュール的には大体どの程度のスケジュールを考えた中でそういうことをやるんだということもあってもいいんじゃないかと思うんだけど、それはまだ打ち出せないということですか。

○**今城委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** そうですね、新たに建設するといっても、どういう形で建設していくのか、例えば、複合ビルの的なものにする場合にどういったものと複合させるのかといったようなことも検討していかないといけないと考えておりますので、今の時点で明確に、こういうものをこういう民間資本を入れてやっていくっていうところまでは明確に定められないので、現時点ではお答えできないということでございます。

○**今城委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 重ねて私のほうからも申し上げたいと思いますが、今文化観光局長のほうから御答弁申し上げたとおりであります。現実問題として、保全的な管理で延命できる時間的な可能性といえますでしょうか、というのを我々考えておまして、今明確なスケジュールを決めてるわけではないということは今申し上げたとおりなんですけど、いわゆる保全的な管理で今の施設を使用し続けることが可能な範囲、そして今、今議会でもお諮りしております指定管理で新たな5年間というのが始まりますので、我々イメージしてるのは、この5年間のうちには、施設をどうするのか、つまり、どのような施設に改修、どのような施設に新たな施設をつくっていただけるのかということを中心に整理していかねばならない、つまり、一応目標としては5年後にどういう施設をつくり始めるのかということは決めていかねばならないと、このように考えております。以上です。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 最後に聞きますけども、庁舎のビジョンの審議の経過の中で、文化ホールのところの複合論が一遍示されたことがありますけど、今言われた複合論という中には、そういう庁舎を含めた絡みのものが検討されるということの意味を表されるんですか、それとも全く違った意味で複合施設と考えてるということになるんですか、そこの辺のところをちょっと明確にしてください。

○**今城委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 庁舎の問題については、特別委員会でも御審議いただいております。これは重ねて御説明させていただいております。現時点では、この今の場所、この今の場所の借地問題を解決して、この場所で大規模修繕、長寿命化工事等をして、まだまだ使えるこの庁舎を使っていくというのが第一義、第一目標だというふうに考えております。ただ、この用地問題についてはまだ現在なお交渉中だということは御承知のとおりであります。

したがって、現時点で、今、文化ホールのところについて庁舎の視点があるかというふうにお尋ねになれば、現時点では今申し上げたとおり、この場所での長寿命化ということを中心として考えておりますので、現時点で、文化ホールところに複合ビルを建てる、その中に庁舎機能を盛り込むという考えは今の時点ではございません。ただ、将来、これは相手がある交渉ごとではありますので、仮にこの場所での用地の確保が困難になる、できないということになったときに、次なる場所を求める際に、想定できる場所の一つとして、現に市が土地を持っている文化ホール、あるいはその周辺地域、これについて一つの想定される地域であるということは以前にお示ししたとおりであります。それはまず第一の目標が達成するということを第一にしながら、つまりこの場所の用地を獲得するということを第一にしながら、その段階でそういう検討をする場合もあるかもしれないというこ

とは、これは否定はいたしません。以上です。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** ちょっとお尋ねしたいんですけども、この方針転換というふうなことで言われたんですけども、この5年間の後に新たな施設をどうするのか論議していく、決めていくということなんですけども、例えば、今、文化ホールの施設に対しては座席のシート問題だとかいろいろ市民の皆さんから寄せられていると思うんです、意見や苦情が。そういったことについては全く手をつけずにほっとくのかということになるんですけども、どうなんでしょうか、そこら辺は。

○**今城委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 今現在の建物において不具合生じているとか、あるいは修繕が必要な部分っていうのには、保全的ではございますけれども対応していく考えでございます。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 具体的には、例えば来年、再来年、どういうふうな形でどういうところを手を加えていくということになるんでしょうか。

○**今城委員長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** これまでも年次的な修繕計画といったようなものをつくっておりますので、その中でまた実際現場と照らし合わせながら、保全修繕が必要なところを拾い出していきたいというふうには考えております。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** これまでも、例えば先ほど言いました座席のシートの問題だとか、これは大規模改修などがあるからまだ今すぐ手をつけられないというふうな形で、ずっと後回しにされてきたんじゃないかというふうに私は理解しておるんですけども、そういった点について、やはりしっかりと市民の要望に応じていくということが必要じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○**今城委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 市民の要望に応じていきたいというふうに思いますが、一方でぜひ御理解いただきたいのは、これは以前から御説明しておりますが、文化ホール、老朽化に向かってどう対応するのかということは大きな課題でありまして、今御報告したとおり、今の施設に修繕等を行っていくというのは、非常に投資効率が悪いというのは、これは現実であります。したがって、今の施設については保全的な管理でとどめて、先ほど言ったとおり、当面、頭の中にあるのは5年程度の期間の中に次の施設をどうするのかということ、新たな民間活力の導入なども視野に入れながら、民間のお力、発想も御提案もいただきながら検討してまいりたいと思っております。

その間、利用に支障がある部分、特に遠藤議員からも御指摘ありましたトイレの洋式化の問題とか、そういったようなもので保全の範囲でできるものについては取り組んでまいりたいと思っておりますが、新たな本格的な整備につながるようなものについては投資を控えたいと、このように考えておりますので、その内容についてはこれからの予算の中で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○**今城委員長** 岡村委員。

○岡村委員 あと1点、お尋ねしたいのが、この民間活力の導入ということがはっきりうたってあるわけですが、これも検討、視野に入れてということなんですけども、これはどういった論議を経てこういった書き方になってきたのか、これについてお伺いします。

○今城委員長 岡文化観光局長。

○岡参事兼文化観光局長 今、新しい設備投資をしていく場合に、やはり一義的には民間の力をどのように使えるのか、使えないのかといった検討をしていく必要があると考えておりますし、同じ市費で投資をするに当たって、民間活力が導入できればやはり投資効果も大きくなりますので、そういう検討は当然やっていくべきだと考えております。

○今城委員長 中田委員。

○中田委員 基本的には私も大規模改修で20億以上かけて何年使えるかというようなこととか含めて考えると、違った形で考えたほうがいいんじゃないかということには賛同できる部分でありますけども、それで今後の検討課題になっていくんでしょうけど、ここに今までなかった、要するに文化活動の拠点施設だけではなくて、ここなんかで例で挙げであるんかかもしれませんけど、高齢者のフレイル対策等含めた市民の地域活動というようなことも含めた複合施設、さらには先ほど出とったように民間活力っていうことになると、とりわけ公共が持っている部分の活動施設だったりっていうことになると、この総合管理計画のところでの全体的に統廃合しながら総量抑制をかけながらみたいな流れの中で、他の類似施設だとかいろんなものとの整合を図りながら、総合管理計画と、進める話になってくると思うんですね。その辺も含めた、要はタイムスケジュール感っていうか、組立ってというのが進んでいくんでしょいかね。要するに、個別だけでぽんぽんぽんぽん抜いたような話ではなくて、そういった総合管理計画の流れの中で当然組み立てられていくということで理解していいんでしょいか。

○今城委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 おっしゃるとおりであります。まず、総合管理計画の全体像というのは1回お示ししているんですけど、あれは非常に荒いものでありまして、大きなトレンドといましようか、大きな推計値をお示しして、今度は個別施設計画といまして施設ごとに、これも施設ごとに細かな設計まではしませんのであくまでも概算なんですけども、将来にわたってどれぐらいの維持管理経費、あるいは改修経費等がかかるかということは今、一定の計算式で各所管部局で精査しております。これは今年度中につくることになっておりますので、今年度末いっぱいいっぱいになるかもしれませんが、整理してお示したいと思っておりますが、これは御案内のとおり、今、議員がおっしゃったとおり、つくったらおしまいということじゃなくて、つくるのがスタートラインでありまして、まず今のままやればどんなコストがかかりますよということをまずお示した上で、それをどう効率化していくかということ、その数字を見ながらこれは我々のほうも考えていきますし、議会にも御提案、御相談し、あるいは議会のほうからも御指摘いただきながら、それを直していくといましようか、より効率的なものに組み替えていくという作業を、まず個別施設計画をつくって、それから先にどんどんやっていきます。その流れの中で、この文化ホールをはじめ、文化ホールだけではないんですけど、文化施設、例えばいわゆるホール3館と呼ばれるものをどうしていくのか、あるいは類似の機能、新たな機能をここに盛り込もうとしたときに、どの施設のどの機能とどういうふうにつなげていくのか、その結果、

どんな施設になっていくのかということ、これはローリングしながら見直していくという作業を始めることになりますので、その中に位置づけていくということになります。以上です。

**○今城委員長** 中田委員。

**○中田委員** 最後ですけれども、ここには今後の方向性というところに高齢者のフレイル対策含めた市民活動というのがぼんと出てきたので、具体的に、そうすると、今までの文化施設、特にあそこは2枚目のところにあるように音楽と演劇と舞踊とかっていうところの利用が非常に多くて、全体の大体もう8割近く、これ全部足すと、今の実態の施設からそういった要は複合施設化していくときに、もちろんそのホールだけが言ってみればコンベンションの小さいやつみたいな話ではなくて、複合ですから、どんな造りつけになるか分かりませんが、言ってみれば福祉保健部のところが推進するようなことの活動が実際できるような場所ということになってくると、例えばふれあいの里を今後どうしていくのかとか、そういった全体の施設の性格も踏まえたいろいろ検討が必要になってくると思いますので、そこら辺はぜひまた報告を受けながらよろしく願いしておきたいと思います。要望です。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

ないようですので、以上で経済部からの報告を終わります。

委員の皆様、何かほかにございますか。

中田委員。

**○中田委員** ちょっといいですか。先ほどのほかのところ聞けばよかったんですけども、ちょっと機会がないので聞いときたいんですけど、G o T oの関係、国が一気に全国一斉の停止に向けての動きを年末年始かけるということになりましたよね。それで、今までずっといろんな対策含めて、今日の話にもありましたけども、これの影響っていうのが特に一番の書き入れどきのときに向けてその動きがあって、発着ともについていうことになってくるとかなりの影響が出るんじゃないかと思ってるんですけど、そこら辺について影響をどのように受け止めて、どう対応しようとしているのか。現時点で分かることがあれば教えていただきたいと思うんですけど。

**○今城委員長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 経済部の考えとしてお答えさせていただきたいと思います。

先日、国のほうが中田委員さんおっしゃいましたように、G o T oトラベルを今月28日から来月の11日まで停止すると、非常に突発的なお話もございまして、非常に、皆生温泉を含めた市内宿泊業にもかなり予約は入っておったものですから、今日の午前中に皆生温泉旅館組合にその状況をお問合せをしましたところ、やはりキャンセルが相次いでいるという状況もございまして。聞いてはおりませんが、多分駅前辺りのホテルにもそういったキャンセルが当然出てきているだろうというふうに推察をしております。非常に宿泊業をはじめとしました、宿泊業は関連産業もございまして、こういったところにかかなりの影響は出るのではないかと、地域経済にかかなり影響があるのではないかと、非常に懸念を持っているところでございまして。

県のほうにもちょっとお伺いしましたところ、県は現在、We L o v eキャンペーンということで、これも県内の宿泊にお泊まりになった場合に宿泊料の一部を補助すると、こ

これは年末年始も含めた期間でございまして、年末年始を含めてこの助成は継続するという  
ことを伺いましたし、なおかつ今その部分を少し拡充もできないかというような御検討  
もなされていると、決定ではないというふうにはお聞きしておりますけど、そういった対  
応もお聞きしているところでございます。

米子市の場合も、御承知のようにG o T oトラベルに併せて15%の宿泊助成をやっ  
てきたというところでございます。これは非常に好調だということでございますが、今月2  
5日までの宿泊が対象になるということでございます。この年末年始、やはり米子市の  
ほうとしても、この宿泊のキャンセル、需要の落ち込みを少しでも和らげたいというふう  
に思っておりますし、もって地域経済の影響を極力最小限に抑え込みたいという考え方を  
持っておりますし、いろいろ早急にこの年末年始の宿泊に関しての支援策の制度設計を早  
急にしていきたいというふうに思っているところでございます。非常に状況としては差し  
迫った、せっぱ詰まったような状況も想定でき得ることから、ここの支援策については、  
今議会の議案上程には少し間に合わないのではないかというふうに思っておりますし、議  
会のお許しが得られるのであれば、専決処分でも対応させていただければというふうに考  
えているところでございます。

**○今城委員長** 中田委員。

**○中田委員** 昨日の今日みたいな話なので、12月議会ももう間もなくその期間を終えよ  
うとしている時期で、その後こういうことへの対応が出てくるということで、特に一  
番の書き入れどきの一番いい時期に当たってくる部分で、このままだと本当にこの市内の  
中小零細規模のところっていうのは本当に大変なことに年明けなるんじゃないかと思っ  
てますので、そこはぜひ機動的に、もちろんきちっと説明は議会のほう受けなきゃいけませ  
んけども、きちっと早急に組み立てていただいて、機動的に対応を取っていただくとい  
うことで、副市長さん、ぜひよろしくお願ひしたいと思うんですけど、その辺でよろしいで  
すかね。

**○今城委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今、杉村経済部長のほうからお答えしたとおりでありまして、昨日実は大  
きな方針転換がありました。国のほうでも一定の、いわゆるキャンセルに伴う損失補填み  
たいなことはお考えだということではありますが、問題はお客様が来ていただかないとい  
わゆる仕入れが発生しませんので、仕入れに伴う関連産業の需要が発生しない。例えば、そ  
れから接客の仲居さんをはじめ、人的な雇用が発生しない、様々な食材を含めた仕入れが  
発生しないということは、これは非常に実は大きな経済的な損失が見込まれます。

そういった実情もよく調べた上で、今、県のほうでも一定の支援策をお考えだという情  
報もいただいておりますので、県の支援策も踏まえながら、市としてどういった対応が必  
要かということ、これは多分対応が必要でありますので、早急に整理したいと思ってお  
りますが、市議会に本来は議案上程するのが、ちょっとそれはえらいかもしれないとい  
うふうに今思っておりますので、そういった検討状況をできるだけ速やかに議員の皆様方  
にあらかじめお伝えしながら、所要の予算対応も含めて検討していきたいと、このよう  
に思っております。以上です。

**○今城委員長** ほかに委員の皆様から何かございせんか。

ないようですので、都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後3時55分 休憩

午後3時57分 再開

○**今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部所管について審査いたします。

議案第115号、米子市都市公園（外浜区域）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** 議案第115号、米子市都市公園（外浜区域）の指定管理者の指定について説明いたします。

令和3年3月31日をもって都市公園の現在の指定管理者の指定期間が満了することに伴いまして、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、平井工業株式会社に指定管理者として指定するものです。

なお、内浜区域につきましては、現在選定中で、選定後、選定委員会に諮問し、令和3年3月議会に上程し、議決を得ましてから指定管理者の指定を行う予定としております。説明は以上です。

○**今城委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第115号、米子市都市公園（外浜区域）の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後3時59分 休憩

午後4時12分 再開

○**今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から1件の報告がございます。

米子市国土強靱化地域計画の見直しの概要について、執行部からの報告をお願いいたします。

伊達建設企画課長。

○**伊達建設企画課長** それでは、米子市国土強靱化地域計画の見直しの概要についての説明をさせていただきます。

現在、国土強靱化対策については、国が打ち出している防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の最終年度を迎えているところですが、先週新たな国土強靱化5か年計

画、約15兆円に及ぶものでございますが、それが閣議決定によって決定されたところでございます。

本市におきましては、平成31年3月に策定した米子市国土強靱化地域計画に基づき、関連事業を実施しているところですが、昨年8月に国が示しました国土強靱化の予算方針に対応していない部分が多々見受けられているところでございます。このことから、新たな国土強靱化5か年対策に対応するため、本市の地域計画を見直しているところでございます。

現在、鳥取県におかれましても国土強靱化計画を見直しているところであり、本市は県の計画とも整合性を図ることも方針としており、県の情報も随時いただいているところでございます。

具体的な修正内容は、1ページから4ページにかけて掲載しております。特に変わったところを赤字で掲載しておるところでございます。

今後の予定でございますが、来年の1月に素案を作成し、その後、パブリックコメントを募集いたします。改定案を2月中にまとめ、3月の本委員会にて報告し、3月中に改定を行う予定で今進んでおります。説明は以上となります。

**○今城委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** よろしいですか。

ないようですので、以上で都市整備部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後4時15分 休憩**

**午後4時24分 再開**

**○今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

下水道部から1件の報告がございます。

令和2年度米子市下水道事業の予算繰越しについて、執行部からの報告をお願いいたします。

遠藤下水道企画課長。

**○遠藤下水道企画課長** そういたしますと、令和2年度下水道事業の予算繰越しについて御報告いたします。お配りをしております横長の説明資料1-1を御覧ください。

公営企業の建設改良費の繰越しにつきましては、地方公営企業法に基づく議決案件ではございませんが、下水道事業の進捗状況として、昨年度と同様に本委員会において繰越し事業の状況について御報告するものでございます。

令和2年度予算のうち、繰越し予定の工事は資料に記載の14件ございます。これらは工事実施に伴いまして、入札不調によるもの、施工方法や機器の再検討によるもの、また関係機関との協議に日数を要したことなどによりまして、年度内の完了が見込めないもので、令和2年度予算の建設改良費の総額43億3,159万7,000円のうち、9億1,667万8,000円を翌年度に繰り越す見込みとなったものでございます。

なお、対象工事の位置図につきましては、次のページの資料1-2に記載をしております。

また、実際に予算を翌年度に繰り越した場合、これは地方公営企業法に基づく議会への報告案件ということになりますので、令和2年度の繰越予算につきましては、例年どおり6月定例会におきまして繰越計算書により報告することとしております。説明は以上です。

○**今城委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

遠藤委員。

○**遠藤委員** この入札不調というのが4件ありますけども、これはどういう理由で入札不調という形になったのか、そしてその結果、どのような形で入札に今度はこぎ着けたんですか。

○**今城委員長** 山中整備課長。

○**山中整備課長** 入札不調につきましては、第2四半期、8月中旬ぐらいから参加者がないような状況でございました。そうしまして、契約検査課のほうで工事登録をされている業者さんへアンケートを取っていただきました。プラス、あと各業者さんのほうにこちらからいろいろ聞き取りをさせていただきまして、大体手が空くような時期とか、そういったヒアリングを行いまして、このたび発注をさせていただいております。12月に発注はさせていただいてはおるんですけども、今のところ入札不調という内容の報告は受けておりません。以上でございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 業者の皆さん方のヒアリングされて、入札不調という現状は起きてないと言われるけど、聞き取りされたその内容というのは、どういうことで入札不調ということになったんですか。

○**今城委員長** 山中整備課長。

○**山中整備課長** 入札不調に至った経緯が、参加される手が挙がらなかったというところで、アンケートの結果を基に聞き取りを行ったところでございます。そのアンケートによって聞き取った結果、大体いつ頃であれば手が挙げられそうとか、いろんな意見を集約した上で進めさせていただいております。以上です。

○**今城委員長** 違う、違う。なぜそうなのかっていうこと。理由、どんな内容でしたかってこと。

山中整備課長。

○**山中整備課長** 失礼いたしました。手が挙がらない理由は、主に作業員さん、現場で働く方と、あと警備員さんの不足によるものでございます。以上です。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** つまり、契約金額を変更しなければできなかったというようなことの事案は起きていないということですか。

○**今城委員長** 山中整備課長。

○**山中整備課長** 入札のたびにそのときに合った適正な単価を使って入札を行ってございまして、そういったことはございません。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 過去にほかの事案では、入札不調のときにこの価格では落とせんので、入札価格の変更をして入札を成功させましたという事例が過去にもあったもんですから、そう

ということがあるかどうかをお聞きしたわけです。それはないということですね。

それからもう一つ、私の地元のことで申し訳ないけども、一生懸命に三柳方面は力を入れてもらっておりますが、感謝しておりますけども、7番、計画の見直しを行ったためとありますが、これはどういう計画だったのをどういうふうに計画を見直したんですか。

○**今城委員長** 山中整備課長。

○**山中整備課長** 7番につきましては、産業道路沿いのところの工事でございます。今年度当初予定していた工事が入札不調等によりまして、工事を振り替えさせていただきました。そのため、発注時期が若干ずれたということでございます。

○**今城委員長** 計画の見直しという内容だよ。どんな内容だったのをどう直したかって言ってるんです。

山中整備課長。

○**山中整備課長** 申し訳ございません。計画の見直しといいますのは、当初予定にはなかったけども、今年度組み込ませていただいたということでございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** つまり事業の区域を延長したという意味ですか。

○**今城委員長** 山中整備課長。

○**山中整備課長** そうですね、こちらの工事の施行箇所を追加したということでございます。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

ないようですので、以上で下水道部からの報告を終わります。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午後4時30分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 今 城 雅 子